

理事会資料

令和7年9月25日(木)定例理事会

承認事項

- (1) 第1回三重県産業医研修連絡協議会の開催について
- (2) 学校医研修会の開催について
- (3) 令和7年度特定保険医療材料価格調査について
- (4) 令和7年度医薬品価格調査について
- (5) 会員の入会・異動について【表示のみ】
- (6) 講演会等への後援名義使用について
- (7) 日本医師会生涯教育制度に基づく講座の認定について
- (8) 表彰関係について(公衆衛生事業功労者知事表彰、第62回〔令和8年〕県民功労者表彰)
- (9) ニセ警察詐欺の注意喚起について
- (10) 第25回三重県小児在宅研究会の共催について
- (11) その他

協議事項

- (1) 三重県医師会館施設使用料の改定について
- (2) 母体保護法による指定医師の件について
- (3) 外部審議会等委員の推薦について
- (4) 令和7年9月12日からの大雨に伴う被害状況について
- (5) その他

報告事項

- (1) 電子処方箋・電子カルテ等の導入状況調査結果について
- (2) 第1期監査(9月11日開催)について【紙資料】
- (3) 看護職等養成に関する協議会(9月11日開催)について
- (4) 岐阜県医師会館竣工記念式典・祝賀会(9月14日開催)について
- (5) 第1回三重県保険者協議会健康づくり部会(9月16日開催)について
- (6) 社会保険診療報酬支払基金三重審査委員会事務局令和7年9月審査運営協議会(9月16日開催)について
- (7) 三重県・いなべ市・木曽岬町総合防災訓練にかかる第1回全体会議(9月18日開催)について
- (8) 社会保険集団指導(9月18日開催)について
- (9) 三重県慢性腎臓病(CKD)対策検討会(9月18日開催)について
- (10) 第2回三重大学経営協議会(9月19日開催)について
- (11) 三重サイバーセキュリティ・アイザック第2回全体会議(9月19日開催)について
- (12) 日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会第1回(9月21日開催)について
- (13) 中部医師会連合第1回会員増強特別委員会(9月21日開催)について
- (14) 第1回三重県看護職員確保対策検討会(9月22日開催)について
- (15) 東海北陸地方社会保険医療協議会三重部会(9月24日開催)について【紙資料】
- (16) 地方公務員災害補償基金三重県支部審査会(9月17日開催)について
- (17) その他

承認事項 3

日医発第1021号（保険）
令和 7 年 9 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

令和7年度特定保険医療材料価格調査について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されるものです。

調査対象施設に対しては、厚生労働省の委託業者（下記参照。以下同じ。）より直接調査票が送付されることとなりますが、本調査は強制するものではありませんので、各医療機関のご判断でご協力いただければ結構でございます。

なお、調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、これらの調査結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただけましたら幸いです。

調査内容につきましては、購入サイドからは病院約 1,120（抽出率 1/8）、一般診療所（歯科診療所を除く。）約 665（抽出率 1/160）等が調査客体として抽出され、令和7年5月から同年9月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料等については令和7年9月取引分のみ）を対象として実施されるものであります。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者を通じて、調査票等が送付され、令和7年10月17日（金）までに厚生労働省の委託業者の担当者あてに提出いただくことになっておりますが、客体医療機関におきまして、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、厚生労働省の委託業者に問い合わせさせていただきますようご連絡ください。

記

「令和 7 年度特定保険医療材料価格調査」に関する
厚生労働省の委託業者

株式会社サーベイリサーチセンター
「令和 7 年度特定保険医療材料価格調査事務局」
TEL : 0120-201-715 (平日 9:00~18:00)
E-Mail: zairyoukakaku2025@surece.co.jp

(添付資料)

令和 7 年度特定保険医療材料価格調査の実施について

(令和 7 年 9 月 5 日 産情発 0905 第 2 号

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官)

産情発 0905 第 2 号

令和 7 年 9 月 5 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官

(公 印 省 略)

令和 7 年度特定保険医療材料価格調査の実施について

日頃から医療機器行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和 7 年度特定保険医療材料価格調査実施要領

1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和 7 年 5 月から同年 9 月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料等は、令和 7 年 9 月取引分のみを対象。また、段階的引き下げ措置の対象となる機能区分のうち、令和 7 年 6 月 1 日に引き下げが行われる特定保険医療材料（※）については、令和 7 年 7 月から 9 月までの 3 ヶ月間の取引のみ。）

（※）令和 7 年 6 月 1 日に段階的引き下げが行われる機能区分

034	胆道ステントセット(2)自動装着システム付②一時留置型
062	大腿骨外側固定用内副子(4)スライディングラグスクリュー
125	遠心式体外循環用血液ポンプ(2)シールレス型

3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

4 提出期限

令和 7 年 10 月 17 日（金）迄

5 提出物

（1）調査票・第Ⅰ 必須

※ 特定保険医療材料の取引がない場合や、政府統計共同利用システムにて調査票・Ⅱ提出した場合も、調査票・第Ⅰを委託事業者へ要提出

（2）調査票・第Ⅱ 特定保険医療材料の取引がある場合のみ

※ 調査票・第Ⅱは、C D - R、又は紙調査票を委託事業者へ送付、又は政府統計共同利用システムを利用したオンライン報告により提出

6 調査客体

（1）販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。
(調査客体数 約 5,500 客体)

（2）購入サイド

- 病院の全数から、層化無作為抽出法により 8 分の 1 の抽出率で抽出された病院
(調査客体数 約 1,120 客体)
- 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により 160 分の 1 の抽出率で抽出された一般診療所
(調査客体数 約 665 客体)
- 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により 120 分の 1 の抽出率で抽出された歯科診療所
(調査客体数 約 610 客体)
- 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により 15 分の 1 の抽出率で抽出された歯科技工所
(調査客体数 約 190 客体)
- 保険薬局の全数から、層化無作為抽出方法により 60 分の 1 の抽出率で抽出された保険薬局
(調査客体数 約 1,050 客体)

7 調査の実施方法

厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票等を配布。
調査客体が調査票等に必要事項を記入、委託業者に提出。
厚生労働省が調査票等を集計する。

8 委託業者（調査に関する問い合わせ先）

株式会社サバイリサーチセンター「令和 7 年度特定保険医療材料価格調査事務局」

Tel： 0120-201-715（平日 9:00～18:00）

E-mail：zairyoukakaku2025@surece.co.jp

承認事項 4

日医発第1022号（保険）
令和 7 年 9 月 1 6 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
（公印省略）

令和7年度医薬品価格調査について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」の改正の基礎資料等を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

調査対象施設に対しては、厚生労働省の委託業者（下記参照。以下同じ）より直接調査票が送付されることとなりますが、本調査は強制するものではありませんので、各医療機関のご判断でご協力いただければ結構でございます。

なお、調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、これらの調査結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただければ幸いです。

調査内容等につきましては、購入サイドからは、病院約 400 客体（抽出率 1/20）、診療所（歯科診療所を除く。）約 530 客体（抽出率 1/200）、保険薬局約 1,050 客体（抽出率 1/60）が調査客体として抽出され、令和7年9月取引分の医薬品を対象に実施されるものであります。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者を通じて調査票等が送付され、令和7年10月20日（月）までに厚生労働省の委託業者に提出いただくことになっておりますが、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、厚生労働省の委託業者に問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

記

「令和 7 年度医薬品価格調査」に関する厚生労働省の委託業者について

〒203-0053 東京都東久留米市本町 1-4-1

株式会社インテージリサーチ

厚生労働省 医薬品価格調査事務局

TEL : 042-610-2730

(平日 9:00~17:00 (12:00~13:00 を除く))

mail : iyaku-info@intage.com

(添付資料)

1. 令和 7 年度医薬品価格調査の実施について

(令和 7 年 9 月 5 日 産情発 0905 第 1 号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官)

産情発 0905 第 1 号

令和 7 年 9 月 5 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官

(公 印 省 略)

令和 7 年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和 7 年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和 7 年 9 月取引分の薬価基準に収載されている全ての医薬品

3 調査項目

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

4 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数を対象

調査客体数 約 6, 6 0 0 客体

(2) 購入サイド調査

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により 2 0 分の 1 の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 約 4 0 0 客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により 2 0 0 分の 1 の抽出率で抽出された診療所を対象

調査客体数 約 5 3 0 客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により 6 0 分の 1 の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 約 1, 0 5 0 客体

5 調査票の配布時期

令和 7 年 9 月中旬から下旬にかけて調査票を配布予定

6 提出期限

(1) 販売サイド調査：令和 7 年 1 0 月 2 0 日(月)

(2) 購入サイド調査：令和 7 年 1 0 月 2 0 日(月)

7 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票を配布する。

イ 調査客体が調査票に必要事項を記入する。

ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票を回収する。

エ 厚生労働省が調査票を集計する。

警察 七 詐欺 二



二セケイサツサギ に ちゅうい



警察庁
National Police Agency



三重県警察
Mie Prefectural Police Headquarters

(公社)三重県医師会

三重県医師会館施設使用料の改定について

本会館施設（大ホール、会議室等）の使用料については、平成16年以前から税抜き価格が据え置かれたままとなっています。

については、会館改修工事の完了を機に、下記のとおり使用料を改定したい。

記

1. 改定の要因

（1）設備管理業務委託費の高騰

丸の内ビル管理株式会社に委託している設備管理業務について、令和6年度から契約内容を見直した。その結果、委託費は対5年度比 1.057 となり、本年度以降においても同様の状況が見込まれる。

※契約内容

H26～R5年度…会館施設（大ホール、会議室等）の管理を含む
設備管理業務については定額

R6年度から … 設備管理業務中、技術員の時間外勤務単価及び
土日祝日勤務単価を設定し実績計上

（2）会館改修工事の実施

令和6年7月から7年7月末にかけて会館改修工事を実施し、空調設備の更新等により、施設の効用が増大している。

（3）消費者物価指数の推移

消費者物価（全国 令和7年8月分）の総合指数は、令和2年を100として 112.1 となっている。

2. 改定の考え方

上記1を勘案し、税抜額 1.1 倍（千円未満四捨五入）の改定率とする。

3. 改定後使用料と適用時期

（1）改定後使用料

別紙【改定案】のとおり。

「小会議室（2階）」は新設。備品使用料は改定しない。

（2）適用時期

過去から継続して利用している団体も多く、本年度末までを周知期間とし、改定した使用料の適用については、「三重県医師会館使用規程」を改正し、令和8年4月1日からとする。

三重県医師会館使用料金表

別 紙

【現 行】税抜額は平成１６年以前から改定していない。

室 名	定 員	区 分	使用料(税抜) 単位：円		使用料(税込) 単位：円		備 考
			全 日	半 日	全 日	半 日	
健康教育室 (１階)	100	平 日	25,000	18,000	27,500	19,800	
		土日・祝日	30,000	21,000	33,000	23,100	
健康教育委員会室 (１階)	15	平 日	4,000	2,000	4,400	2,200	
		土日・祝日	5,000	3,000	5,500	3,300	
大ホール (２階)	300	平 日	40,000	28,000	44,000	30,800	冷暖房設備使用の 場合、別途使用料の 25%
		土日・祝日	45,000	32,000	49,500	35,200	
中会議室-１ (２階)	26	平 日	10,000	8,000	11,000	8,800	
		土日・祝日	13,000	9,000	14,300	9,900	
中会議室-２ (２階)	22	平 日	8,000	6,000	8,800	6,600	
		土日・祝日	10,000	7,000	11,000	7,700	
中会議室 (２階)	48	平 日	15,000	10,000	16,500	11,000	中会議室-１、-２の 間仕切りを取り外し た状態
		土日・祝日	18,000	13,000	19,800	14,300	
小会議室 (２階)	13	平 日					改定時に新設
		土日・祝日					
地域医療委員会室 (２階)	30	平 日	12,000	9,000	13,200	9,900	
		土日・祝日	16,000	11,000	17,600	12,100	
代議員会室 (４階)	100	平 日	25,000	18,000	27,500	19,800	
		土日・祝日	30,000	21,000	33,000	23,100	
会議室 (４階)	20	平 日	8,000	6,000	8,800	6,600	
		土日・祝日	10,000	7,000	11,000	7,700	
会議室 (５階)	40	平 日	15,000	10,000	16,500	11,000	産業保健総合支援 センターのみに貸し 出し
		土日・祝日	18,000	13,000	19,800	14,300	

〔備品使用料〕 ・液晶プロジェクター （１台につき） 5,500円 ・マイクロホン （１室につき） 3,300円
・レーザーポインター （１本につき） 1,100円

【改定案】税抜額1.1倍（千円未満四捨五入）

使用料(税抜) 単位：円		使用料(税込) 単位：円	
全 日	半 日	全 日	半 日
28,000	20,000	30,800	22,000
33,000	23,000	36,300	25,300
4,000	2,000	4,400	2,200
6,000	3,000	6,600	3,300
44,000	31,000	48,400	34,100
50,000	35,000	55,000	38,500
11,000	9,000	12,100	9,900
14,000	10,000	15,400	11,000
9,000	7,000	9,900	7,700
11,000	8,000	12,100	8,800
17,000	11,000	18,700	12,100
20,000	14,000	22,000	15,400
4,000	2,000	4,400	2,200
6,000	3,000	6,600	3,300
13,000	10,000	14,300	11,000
18,000	12,000	19,800	13,200
28,000	20,000	30,800	22,000
33,000	23,000	36,300	25,300
9,000	7,000	9,900	7,700
11,000	8,000	12,100	8,800
17,000	11,000	18,700	12,100
20,000	14,000	22,000	15,400

〔備品使用料〕 改定なし